

平成 31 年大船渡市教育委員会第 3 回定例会会議録

1. 日 時

平成 31 年 3 月 20 日（水） 午後 1 時 45 分から午後 2 時 52 分まで

2. 場 所

大船渡市役所 教育委員会会議室

3. 出席委員の氏名

教 育 長	小 松 伸 也
教育長職務代理者	千 葉 雅 夫
委 員	柏 崎 正 明
委 員	熊 谷 テイ子
委 員	村 谷 志 保

4. 説明等のため出席した職員

教 育 次 長	志 田 努
学校教育課長	市 村 康 之
生涯学習課長	熊 谷 善 男

5. 議 事

- 議案第 1 号 平成 31 年度大船渡市教育委員会事務局職員等の定期人事異動に関し議決を求めることについて
- 議案第 2 号 大船渡市立中央公民館長の任命に関し議決を求めることについて
- 議案第 3 号 大船渡市立博物館長の任命に関し議決を求めることについて
- 議案第 4 号 大船渡市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて
- 議案第 5 号 大船渡市立公民館運営審議会委員の委嘱に関し議決を求めることについて
- 議案第 6 号 大船渡市立地区公民館長の任命に関し議決を求めることについて
- 議案第 7 号 大船渡市立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて
- 議案第 8 号 大船渡市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則について
- 議案第 9 号 大船渡市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について
- 議案第 10 号 大船渡市学校評議員運営規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 11 号 大船渡市立公民館規則の一部を改正する規則の臨時専決処理に関し承認を求めることについて

6. 報告事項

(教育次長)

- ① 平成 31 年大船渡市議会第 1 回定例会について
- ② 学校統合推進協議会の開催状況について

(生涯学習課長)

- ① 赤崎地区公民館の竣工について
- ② 2020年東京オリンピック聖火の設置について

(学校教育課長)

- ① 平成31年度大船渡市立小・中学校入学式の日程について
- ② 鯖江市からのクラリネット寄贈について

7. 会議の概要

(教育長)

- ・平成31年度大船渡市教育委員会第3回定例会の開会を宣言する。
- ・平成31年第1回臨時会の会議録について、質問、意見を求めた結果、教育委員の承認を得る。
- ・諸報告事項について、事務局等の説明を求める。

(教育長)

- ・卒業式の出席報告について口頭により報告する。

(教育委員)

- ・卒業式の出席報告について口頭により報告する。

(教育次長)

- ・別添資料等により報告する。

(生涯学習課長)

- ・別添資料等により報告する。

(学校教育課長)

- ・別添資料等により報告する。

(教育長)

- ・追加報告を求める。
- ・追加報告がないことを確認後、報告事項についての質問、意見を求める。

(教育長)

- ・その他、質問、意見がないことを確認後、諸報告を終了する。

(教育長)

- ・開議を宣言する。
- ・日程第1、会期の決定について、会期を1日とする。
- ・日程第2、議案第1号についてであるが、人事異動に関し部外秘であることから秘密会にしたいと考えるがよろしいか。説明を求める。

(教育委員)

- ・異議なし。

(教育長)

- ・それでは、会議規則第13条第1項の規定により、議案第1号は秘密会とする。
教育次長以外の職員と一般傍聴人は退席を願う。
～議案第1号 平成31年度大船渡市教育委員会事務局職員等の定期人事異動に関し
議決を求めることについては、秘密会のため会議録省略～

(教育次長が説明し、教育長が採決を諮る。全員異議がなく、議案第1号は原案どおり可決される。)

(教育長)

- ・秘密会を解き、会議を続行する。

(教育長)

- ・日程第3、議案第2号についてであるが、人事異動に関し部外秘であることから秘密会にしたいと考えるがよろしいか。

(教育委員)

- ・異議なし。

(教育長)

- ・それでは、会議規則第13条第1項の規定により、議案第2号は秘密会とする。
一般傍聴人は退席を願う。

～議案第2号 大船渡市立中央公民館長の任命に関し議決を求めることについては、秘密会のため会議録省略～

(教育次長が説明し、教育長が採決を諮る。全員異議がなく、議案第2号は原案どおり可決される。)

(教育長)

- ・秘密会を解き、会議を続行する。
- ・日程第4、議案第3号についてであるが、人事異動に関し部外秘であることから秘密会にしたいと考えるがよろしいか。

(教育委員)

- ・異議なし。

(教育長)

- ・それでは、会議規則第13条第1項の規定により、議案第3号は秘密会とする。
一般傍聴人は退席を願う。

～議案第3号 大船渡市立博物館長の任命に関し議決を求めることについては、秘密会のため会議録省略～

(教育次長が説明し、教育長が採決を諮る。全員異議がなく、議案第3号は原案どおり承認される。)

(教育長)

- ・秘密会を解き、会議を続行する。

(教育長)

- ・日程第5、議案第4号について、説明を求める。

(生涯学習課長)

- ・日程第5、議案第4号 大船渡市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて、説明する。

(教育長)

- ・議案第4号について、質問、意見を求める。

(教育長)

- ・質問、意見がないことを確認後、議案第4号について諮る。

- ・ 全員異議がなく、議案第 4 号を原案どおり可決する。

(教育長)

- ・ 日程第 6、議案第 5 号について、説明を求める。

(生涯学習課長)

- ・ 日程第 6、議案第 5 号 大船渡市立公民館運営審議会委員の委嘱に関し議決を求めることについて、説明する。

(教育長)

- ・ 議案第 5 号について、質問、意見を求める。

(教育長)

- ・ 質問、意見がないことを確認後、議案第 5 号について諮る。
- ・ 全員異議がなく、議案第 5 号を原案どおり可決する。

(教育長)

- ・ 日程第 7、議案第 6 号について、説明を求める。

(生涯学習課長)

- ・ 日程第 7、議案第 6 号 大大船渡市立地区公民館長の任命に関し議決を求めることについて、説明する。

(教育長)

- ・ 議案第 6 号について、質問、意見を求める。

(教育長)

- ・ 質問、意見がないことを確認後、議案第 6 号について諮る。
- ・ 全員異議がなく、議案第 6 号を原案どおり可決する。

(教育長)

- ・ 日程第 8、議案第 7 号について、説明を求める。

(生涯学習課長)

- ・ 日程第 8、議案第 7 号 大船渡市立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて、説明する。

(教育長)

- ・ 議案第 7 号について、質問、意見を求める。

(教育長職務代理者)

- ・ 地域ごとにバランスを考えて選考しているのか。

(生涯学習課長)

- ・ 特に決まっているわけではない。

(教育長)

- ・ 質問、意見がないことを確認後、議案第 7 号について諮る。
- ・ 全員異議がなく、議案第 7 号を原案どおり可決する。

(教育長)

- ・ 日程第 9、議案第 8 号について、説明を求める。

(生涯学習課長)

- ・ 日程第 9、議案第 8 号 大船渡市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則について、説明する。

(教育長)

- ・議案第8号について、質問、意見を求める。

(教育長職務代理人)

- ・休館日が変更になる際は広報等でお知らせするのか。

(教育長)

- ・ホームページ等で開館日を確認していただく。今までも、月曜日が休館日でも祝日等が重なった場合は、特別開館として開館してきた。

(生涯学習課長)

- ・椿館との共通チケットも販売していることから、両館の休館日を合わせるものである。

(教育長)

- ・質問、意見がないことを確認後、議案第8号について諮る。
- ・全員異議がなく、議案第8号を原案どおり可決する。

(教育長)

- ・日程第10、議案第9号について、説明を求める。

(学校教育課長)

- ・日程第10、議案第9号 大船渡市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、説明する。

(教育長)

- ・議案第9号について、質問、意見を求める。

(教育委員)

- ・人数は何人か。

(学校教育課長)

- ・16人から17人程度である。

(教育長)

- ・質問、意見がないことを確認後、議案第9号について諮る。
- ・全員異議がなく、議案第9号を原案どおり可決する。

(教育長)

- ・日程第11、議案第10号について、説明を求める。

(学校教育課長)

- ・日程第11、議案第10号 大船渡市学校評議員運営規程の一部を改正する訓令について、説明する。

(教育長)

- ・議案第10号について、質問、意見を求める。

(教育長)

- ・質問、意見がないことを確認後、議案第10号について諮る。
- ・全員異議がなく、議案第10号を原案どおり可決する。

(教育長)

- ・日程第12、議案第11号について、説明を求める。

(生涯学習課長)

- ・日程第12、議案第11号 大船渡市立公民館規則の一部を改正する規則の臨時専決

処理に関し承認を求めることについて、説明する。

(教育長)

- ・議案第 11 号について、質問、意見を求める。

(教育委員)

- ・なぜ任期を改正しなければならないのか。

(生涯学習課長)

- ・平成 32 年度から会計年度任意職員制度が始まる。その際、任期を跨いではいけないため、今回任期を改正した。文化財調査委員等、月額報酬が無い委員に関しては対象外であるため、今までどおりの任期となる。地区公民館長には月額報酬が支払われているため、会計年度任意職員に該当する。

(教育長)

- ・質問、意見がないことを確認後、議案第 11 号について諮る。
- ・全員異議がなく、議案第 11 号を原案どおり可決する。

(教育長)

- ・その他、何かあるか。

(教育委員)

- ・スポーツ施設の整備について、田中島グラウンドを除却してテニスコートを拡張することだが、田中島グラウンドの利用率が低いのが背景にあるのか。

(生涯学習課長)

- ・現在、田中島グラウンドの利用は、スポーツ少年団の一部のみとなっている。反面、テニスコートの需要は高く要望もある。現在のテニスコート 5 面であり、大会を誘致するには最低 8 面は必要とのことである。

(教育委員)

- ・田中島グラウンドの利用者から苦言されないよう進めてほしい。

(教育長)

- ・スポーツ施設の整備については、これからのことでもあるので、その都度説明したいと考えている。

(教育長)

- ・その他、質問・意見、追加議案がないことを確認後、議案審議を終了する。
- ・平成 31 年大船渡市教育委員会第 3 回定例会の閉会を宣言する。

会議録作成者 教育長 小松伸也

会議録署名者 教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員